

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

賞与として源泉徴収する役員給与

Q : 役員給与が税制改正によって1本にまとめられましたが、定期の給与以外の源泉徴収はどのように取り扱うのですか？

A : 次に該当するものは、賞与としての源泉徴収をすることとされています。

【解説】

平成18年度の税制改正で、役員給与の取扱いが1本化されましたので、役員賞与の取扱いというものはありませんが、源泉徴収においては、次のものを賞与として源泉徴収することとしています。

すなわち、賞与とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいう。なお、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合には、次に掲げるようなものは賞与に該当するものとする。

1. 純益を基準として支給されるもの
2. あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの
3. あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除く。

(注) 次に掲げる給与については、賞与に該当することに留意する。

イ 事前確定届出給与（他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。）

ロ 利益連動給与

